

# 妊婦健康診査助成を14回に拡充 母子家庭の母の資格取得支援も

市では、「野田市エンゼルプラン」に基づき、一時保育事業や病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など、総合的な子育て支援事業を積極的に行っていることが評価され、平成16年に国の「子育て支援総合推進モデル市町村」に指定されました。2月からは母子家庭の母の資格取得支援を充実させましたが、さらに積極的に子育てを支援しようと、4月1日からは妊婦健康診査を5回から14回へ拡充します。



妊婦健康診査費用の負担をさらに軽減

全国的に少子化、核家族化が進む中で、市では、子育て支援の指針として、平成12年に「野田市エンゼルプラン」を策定し、

休日保育やファミリー・サポート・センター事業などに取り組みてきました。

また、16年には、市の積極的な

## 資格証明書交付の子どもに

### 短期保険証を発送

特別の事情もなく、国民健康保険税を長期間滞納している世帯には、資格証明書を交付し、受診時にはいったん医療費の全額を負担していただいています。

国では、子どもには滞納の責任はないとの判断から、義務教育以下の子どもに対し、資格証

明書に代えて、短期保険証を交付することを決定しました。市では、4月1日から利用できる、短期保険証(有効期間6か月間)を3月末に該当者の世帯主あてに送付しました。

なお、今まで使用していた資格証明書は、国保年金課窓口にお返しください。

子育て支援事業が国に認められ、より子育てしやすい街を目指す

国の「子育て支援総合推進モデル市町村」に指定されました。

さらに、17年に見直しを行った「新エンゼルプラン」に基づ

き、子育て支援サービスに関する情報提供や相談などを行う

「子育て支援総合コーディネーター事業」や、病気や冠婚葬祭な

どで一時的に子育てができない家庭に保育士などを派遣する

「訪問型一時保育事業」など、さらなる支援の充実に努めています。

## 安全・安心な出産のために

また、妊娠中の健診費用の負担を軽減することで、妊娠・出産に係る経済的不安も解消していただくこと、妊婦健康診査費用の

一部を助成していますが、さらに安全・安心な出産を迎えていただくため、4月1日からは、助成回数を5回から14回に拡充します。

4月以降の出産予定の方で、3月末までに母子健康手帳の交付を受けた方には、「母子健康手帳別冊1(受診票追加分)」を郵送しましたので、お手元に届かない場合は、お問い合わせください。

## 就職を目指す生活支援も

一方で、厳しい生活環境に置かれていた母子家庭の母など、ひとり親家庭を支援するために、14年に「ひとり親家庭支援総合対策プラン」を策定し、就労支援のための「自立支援教育訓練給付金事業」や、ハローワークや無料職業紹介所と連携して就労を継続的に支援する「母子自立支援プログラム策定事業」などを実施し、さまざまな側面から総合的に子育てを支援しています。

また、母子家庭の母が、保健師や助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、保育士、介護福祉士など、就職に有利な資格を取得するため、2年以上養成機関で修学する場合に、一定期間「母子家庭高等技能訓練促

進費」を支給し、経済的な支援を行ってきましたが、今年2月から支給期間を延長しています。

今までは、修学期間の3分の1を支給期間としていましたが、延長後は、2分の1の期間(上限18か月)で、訓練促進費を支給します。

対象者は、原則として市内に在住する母子家庭の母で、2年以上の養成機関に修学してから、半分の期間が経過した方です。支給額は、平成19年度までに入学している方は、月額10万3千円で、20年度から入学し、市民税が非課税世帯の方は月額10万3千円、課税世帯の方は月額5万5千円ですが、支給の申請月によって、課税状況を確認する年度は異なります。

なお、今回の改正で、申請時期が早まりました。現在修学中の方は、入学時期や養成機関での修学期間によって支給開始の月が異なり、一定の要件もありますので、不明な点はご相談ください。

【問合せ】妊婦健康診査のことは保健センター ☎7125-1188、関宿保健センター ☎7198-5011、新エンゼルプランと母子家庭支援のことは児童家庭課